

市第91号議案

市営住宅及び共同施設並びに改良住宅及び地区施設の指
定管理者の指定

次のように市営住宅及び共同施設並びに改良住宅及び地区施設の
指定管理者を指定する。

平成30年12月 6 日提出

横浜市長 林 文 子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
鶴見区及び神奈川区内に存する市営住宅及び共同施設並びに改良住宅及び地区施設	東京都世田谷区用賀4丁目10番1号	株式会社東急コミュニティー 代表取締役社長 雑賀 克英	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
西区、中区、南区及び保土ヶ谷区内に存する市営住宅及び共同施設並びに改良住宅及び地区施設	同	同	同
港南区及び戸塚区内に存する市営住宅及び共同施設	神奈川区栄町8番地の1	横浜市住宅供給公社 理事長 浜 野 四 郎	同
旭区内に存する市営住宅及び共同施設	中区日本大通33番地	一般社団法人かながわ土地建物保全協会 会長 菅 家 龍 一	同
磯子区、金沢区及び栄区内に存する市営住宅及	同	同	同

び共同施設並びに改良住宅及び地区施設			
港北区、青葉区及び都筑区内に存する市営住宅及び共同施設並びに改良住宅及び地区施設	東京都世田谷区用賀4丁目10番1号	株式会社東急コミュニティー 代表取締役社長 雑賀 克英	同
緑区内に存する市営住宅及び共同施設	同	同	同
泉区及び瀬谷区内に存する市営住宅及び共同施設	神奈川県栄町8番地の1	横浜市住宅供給公社 理事長 浜野 四郎	同

提 案 理 由

市営住宅等の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

参 考

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）

